

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和5年度
計画主体	八代市

八代市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 熊本県八代市水産林務課
所在地 熊本県八代市松江城町 1-25
電話番号 0965-33-4119
FAX番号 0965-33-4472
メールアドレス suirin@city.yatsushiro.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ（イノブタ含む）、ニホンジカ、カラス類、カモ類、タヌキ、バン類、アライグマ、アナグマ、カワウ、ヒヨドリ、ノウサギ
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	熊本県八代市

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和4年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
イノシシ	稲	1,056 千円	1.05ha
	果樹	747 千円	0.23ha
	野菜（ショウガ）	4,327 千円	0.78ha
	小計	6,130 千円	2.06ha
ニホンジカ	稲	810 千円	0.81ha
	果樹	522 千円	0.19ha
	野菜（ショウガ）	2,580 千円	0.69ha
	スギ・ヒノキ造林地	16,363 千円	106.63ha
	その他	1,361 千円	0.08ha
	小計	21,636 千円	108.40ha
タヌキ	稲	15 千円	0.02ha
	果樹	148 千円	0.01ha
	野菜	504 千円	0.01ha
	小計	667 千円	0.04ha
カラス類	稲	575 千円	0.57ha
	麦類	82 千円	0.60ha
	豆類	59 千円	0.01ha
	果樹	1,471 千円	0.36ha
	野菜	2,584 千円	0.60ha
	その他	692 千円	0.03ha
	小計	5,463 千円	2.17ha

カモ類	稲	937 千円	0.93ha
	麦類	119 千円	0.87ha
	飼料作物	33 千円	0.16ha
	野菜	34,514 千円	10.80ha
	工芸作物	8,207 千円	1.90ha
	小計	43,810 千円	14.66ha
バン類	野菜	74 千円	0.03ha
	小計	74 千円	0.03ha
カワウ	鮎	26,000 千円	—
	小計	26,000 千円	—
ヒヨドリ	果樹	1,049 千円	0.20ha
	野菜	5,398 千円	1.68ha
	小計	6,447 千円	1.88ha
合計		110,227 千円	129.24ha

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

イノシシ

果樹や野菜の収穫期の被害が被害面積及び被害額を引き上げている。また果樹の枝折れなど被害に表れない樹体被害もあり、被害は収穫時期を中心に農作物全般にわたり、被害区域も中山間地域から中山間地域につながる平野部へと広がってきている。これまで防護対策がとられていない家庭菜園等への生活被害も出始めている。

ニホンジカ

スギ・ヒノキの剥皮被害、若芽を齧られる被害は増加傾向にあるが、中山間地において、野菜類だけでなく果樹の剥皮等により、樹体の生長に影響を受ける等の被害や、ショウガの土壌消毒を行う被覆材を踏み破り病原菌を持ち込むことによる根茎腐敗病のまん延を引き起こす等の被害が増えてきている。

目撃情報も中山間地域～平野部近くの傾斜地域で多くなってきており、裾野付近まで被害が広がりつつあることをうかがわせる。

タヌキ

中山間地域に限らず、平野部まで広範囲にわたる被害が報告されている。野菜の被害が多いが、ハウス加温施設の周辺に住みつき、ハウス施設のビニール破損などの被害も報告されている。

カラス類

果樹の被害が目立っており、着果～収穫時期まで長期にわたる被害が発

生している。平野部ハウス施設のビニール破損など、被害額に表れない被害もあり、ごみ集積場を荒らすなどの生活被害は常習化している。カラス類のほか種類を特定できない鳥類の果樹、野菜の被害もある。

カモ類

被害は近年増加傾向にあり、特に海岸に近い平野部においては、露地野菜の食害やフンが付着するなどの被害が多発し、深刻な状況である。

アナグマ

中山間地域に限らず、平野部まで広範囲にわたる被害が報告されている。野菜の被害が多いが、ハウス加温施設の周辺に住みつき、ハウス施設のビニール破損などの被害も報告されている。

バン類

被害は近年増加傾向にあり、特に海岸に近い平野部においては、露地野菜の食害やフンが付着するなどの被害が多発し、深刻な状況である。

カワウ

球磨川及び氷川流域にて飛来が確認されている。主に鮎の遡上期、産卵期に捕食による被害が発生しており、被害の拡大が懸念される。

ヒヨドリ

ヒヨドリによる被害は、山間部から平野部まで広範囲にわたり、収穫期の果樹や野菜の食害が発生している。

ノウサギ

造林地における植栽木の被害が顕在化しており、市内全域でノウサギの被害が報告されている。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標（被害金額）	現状値 （令和4年度）	目標値 （令和8年度）	軽減率
イノシシ	6,130 千円	4,291 千円	30%
ニホンジカ	21,636 千円	15,145 千円	30%
タヌキ	667 千円	467 千円	30%
カラス類	5,463 千円	3,824 千円	30%
カモ類	43,810 千円	30,667 千円	30%
バン類	74 千円	52 千円	30%
カワウ	26,000 千円	18,200 千円	30%
ヒヨドリ	6,447 千円	4,513 千円	30%
合計	110,227 千円	77,159 千円	30%

指標 (被害面積 ha)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和8年度)	軽減率
イノシシ	2.06ha	1.44ha	30%
ニホンジカ	108.40ha	75.88ha	30%
タヌキ	0.04ha	0.03ha	30%
カラス類	2.17ha	1.52ha	30%
カモ類	14.66ha	10.26ha	30%
バン類	0.03ha	0.02ha	30%
ヒヨドリ	1.88ha	1.32ha	30%
合計	129.24ha	90.47ha	30%

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>熊本県猟友会八代支部、坂本支部、氷川支部の実施隊による捕獲体制をとってきている。</p> <p>・報償費を交付</p> <p>ニホンジカ：12,000円/頭 イノシシ：7,000円/頭 カラス類：1,000円/羽 カモ類：1,000円/羽 タヌキ：1,000円/頭 アナグマ：1,000円/頭 バン類：1,000円/羽</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・実施隊員の減少及び高齢化のため、農林業者自ら捕獲活動に従事するなど担い手不足の対策が必要。 ・ニホンジカ捕獲対策報償費など経費増加による財政負担の軽減が必要。 ・周辺自治体、南九州3県との捕獲連携・強化、情報共有。 ・平野部では銃器使用が困難なため、別手段(わな、追い払い等)による対策が必要。 ・タヌキについては、防護ネットを破ったり、下を掘って侵入するなど有効な対策がないため、捕獲を主にして取り組むことが必要。
防護柵の設置等に関する取組	<p>・個別農家・小規模農地への被害対策防止策として、電気柵等設置補助を実施。(上限20,000円消費税を除く1/2以内の補助)</p> <p>(令和2年度より、鳥類も補助対</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・中山間地域での獣類の被害に関しては、補助事業を活用し計画的な防護柵の整備が進んでいる。 しかし、農家の高齢化により、

	象とした。) ・合意形成が行われている地域集落では、鳥獣被害防止総合支援事業を活用した防護柵を設置。	捕獲による個体数調整策に依存しがちであるため、有害鳥獣の温床となっている耕作放棄地の刈り払い、放任果樹の除去等の自らの集落・農地は自らの手で守るという地域住民に対する意識付けや啓発も課題となっている。 ・近年では、露地野菜の栽培面積の増加に伴い平野部を中心に鳥類の被害が深刻である。そのため、市・県・国の補助事業等を活用し対策方法の検討をしていく。
生息環境管理その他の取組	・鳥獣被害防止総合対策事業を活用し、被害防止に関する講習会等を実施。	収穫後の残渣が放置されており、地域住民の被害防止に対する知識の普及に努める。

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

八代市における令和4年度の対象鳥獣による被害金額は110,227千円、被害面積は129.24haで、カモ類による野菜の被害及びカワウによる魚類への被害が目立っており、他の被害として、イノシシによる野菜・果樹の食害及び枝折れ被害、ニホンジカによるスギ・ヒノキの剥皮被害、若芽を齧られる被害が増加している。

八代市では第6期被害防止計画(R6~R8)を策定するにあたり、作物別に被害軽減目標を設定し、令和4年度より、約30%減の77,159千円、90.47haとした。第6期被害防止計画(R6~R8)では、平成22年5月に設立した八代市有害鳥獣被害対策協議会と平成24年3月に設置した八代市鳥獣被害対策実施隊を中心に個体数調整及び被害防除の両面から、効果的で着実な被害対策を検討し推進していく。また、鳥獣害防止総合対策事業の活用や地域懇談会、研修会などを開催

し、有害鳥獣を寄せ付けない集落環境づくりに取り組んでいくとともに森林環境保全整備事業を活用し、森林被害対策についても取り組んでいく。

今後の計画

- ① 地域の意識改革による被害防除体制整備に向け取り組む。
- ② 捕獲と防護の両面での被害防止対策を推進する。
- ③ 隣接市町村や南九州三県との一斉捕獲体制を推進する。
- ④ 捕獲に従事する狩猟後継者の育成対策を講じる。
- ⑤ 銃での捕獲が困難な人家等の近くにおいて、ワナによる捕獲圧を高める

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。
(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

八代市鳥獣被害対策実施隊	平成24年3月に鳥獣被害対策実施隊を設置 隊員数175名(令和5年4月1日現在)
--------------	---

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和 6年度	イノシシ ニホンジカ タヌキ アナグマ カラス類 カモ類 バン類 カワウ ヒヨドリ	<ul style="list-style-type: none"> ・八代市鳥獣害防止対策協議会と連携して、捕獲器材等の導入を進めると共に、狩猟免許取得のための事前講習会を猟友会(八代、坂本、氷川)と連携して行い、捕獲従事者の確保・育成を進めていく。 ・捕獲従事者となる担い手の確保のために、県が認定している認定鳥獣捕獲等従事者の活用に努める。 ・自らの集落を守る手段として、中型動物用も含

	アライグマ ノウサギ	め罠の活用体制を整備していく。
令和 7年度	イノシシ ニホンジカ タヌキ アナグマ カラス類 カモ類 バン類 カワウ ヒヨドリ アライグマ ノウサギ	<ul style="list-style-type: none"> ・八代市鳥獣害防止対策協議会と連携して、捕獲器材等の導入を進めると共に、狩猟免許取得のための事前講習会を猟友会（八代、坂本、氷川）と連携して行い、捕獲従事者の確保・育成を進めていく。 ・捕獲従事者となる担い手の確保のために、県が認定している認定鳥獣捕獲等従事者の活用に努める。 ・自らの集落を守る手段として、中型動物用も含め罠の活用体制を整備していく。
令和 8年度	イノシシ ニホンジカ タヌキ アナグマ カラス類 カモ類 バン類 カワウ ヒヨドリ アライグマ ノウサギ	<p>八代市鳥獣害防止対策協議会と連携して、捕獲器材等の導入を進めると共に、狩猟免許取得のための事前講習会を猟友会（八代、坂本、氷川）と連携して行い、捕獲従事者の確保・育成を進めていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・捕獲従事者となる担い手の確保のために、県が認定している認定鳥獣捕獲等従事者の活用に努める。 ・自らの集落を守る手段として、中型動物用も含め罠の活用体制を整備していく。

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>① イノシシ</p> <p>第二種特定鳥獣管理計画（以下、「県計画」という。）では、個体数を管理目標とするのではなく、農林産物被害額を保護管理目標とし、平成4年度から平成8年度の県平均被害金額の1億5千万円まで抑えることを目標としている。</p> <p>本市においても、被害額及び被害地域は年々増加しており、今後も被害の増加が予想されることから、過去の捕獲状況及び被害状況を勘案し、各年度とも2,000頭とした。</p> <p>② ニホンジカ</p> <p>県計画では、目標密度について個体群の保護を優先させる地域（保護地域）は5頭/km²、農林業を優先させる地域（調整地域）は2頭/km²、生息の拡大が確認された地域（生息拡大地域）は0頭/km²と設定している。</p>

また、平成26年度に生息状況調査が行われ、その結果を平成28年10月の県計画に反映させている。

本市においても、その結果を受け、10年後の生息目標頭数を1,700頭と設定し、各年度の計画数を3,500頭とした。

③ カラス類

令和元年度の捕獲実績は200羽に達したが、今後もさらに農作物および生活環境被害の増加が予想されることから、計画数を500羽とした。

④ タヌキ

過去3年間の捕獲実績はないが、ビニールハウスへの被害など、山間部だけでなく平野部へ生息範囲が広がっていることもあり、各年度の計画数を50頭とした。

⑤ カモ類

カモ類による農作物の被害は平野部を中心に増加傾向にあり、今後も増加が予想されることから、計画数を1,500羽とした。

⑥ アナグマ

ビニールハウスへの被害など、山間部だけでなく平野部へ生息範囲が広がっていることもあり、各年度の計画数を50頭とした。

⑦ バン類

バン類による農作物の被害は平野部を中心に増加傾向にあり、今後も増加が予想されることから、計画数を200羽とした。

⑧ カワウ

球磨川・氷川流域において、鮎等の食害被害が増加傾向にあるため、漁協や近隣市町村と連携し捕獲や追い払いに務める。

⑨ ヒヨドリ

主に野菜や果樹の被害が大きい。今後も被害の増加が予想されることから、計画数を200羽とした。

⑩ アライグマ

県内で生息拡大しており、今後本市でも被害が懸念されることから計画数を10頭とした。

⑪ ノウサギ

造林地における植栽木の被害が今後市内全域で懸念されることから計画数を10頭とした。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ	2,000	2,000	2,000
ニホンジカ	3,500	3,500	3,500
カラス類	500	500	500

カモ類	1, 500	1, 500	1, 500
タヌキ	50	50	50
アナグマ	50	50	50
バン類	200	200	200
カワウ	50	50	50
ヒヨドリ	200	200	200
アライグマ	10	10	10
ノウサギ	10	10	10

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
八代市内全域において、年間を通して捕獲取組を行っており、イノシシ、ニホンジカ、カラス類、カモ類、タヌキ、アナグマ、バン類、カワウ、ヒヨドリ、アライグマ、ノウサギを対象とした銃器・わな等による予察捕獲を中心に行う。また、ニホンジカについては隣接する町村、南九州三県と連携し、同一期間での捕獲も実施する。

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
なし

(注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
八代市管内	ニホンジカ、アライグマ、アナグマ、バン類

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。

2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ ニホンジカ	電気柵 5 ha(5,600m) 金属柵・ネット柵 5 ha(5,600m) 林業用ネット柵 100ha(35,000m)	電気柵 5 ha(5,600m) 金属柵・ネット柵 5 ha(5,600m) 林業用ネット柵 100ha(35,000m)	電気柵 5 ha(5,600m) 金属柵・ネット柵 5 ha(5,600m) 林業用ネット柵 100ha(35,000m)

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ ニホンジカ	管理組合の構成員による除草作業や侵入痕の確認及び破損箇所確認のための定期的な見回りを行う。		

- (注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度	イノシシ ニホンジカ タヌキ アナグマ カラス類 カモ類 バン類 ヒヨドリ アライグマ ノウサギ	集落において、懇談会、研修会等の普及啓発を進めるとともに、住民等が主体的に緩衝帯の整備、追い払い活動等を行えるような体制整備を行う。
令和7年度	イノシシ ニホンジカ タヌキ アナグマ	集落において、懇談会、研修会等の普及啓発を進めるとともに、住民等が主体的に緩衝帯の整備、追い払い活動等を行えるような体制整備を行う。

	カラス類 カモ類 バン類 カワウ ヒヨドリ アライグマ ノウサギ	
令和 8年度	イノシシ ニホンジカ タヌキ アナグマ カラス類 カモ類 バン類 カワウ ヒヨドリ アライグマ ノウサギ	集落において、懇談会、研修会等の普及啓発を進めるとともに、住民等が主体的に緩衝帯の整備、追い払い活動等を行えるような体制整備を行う。

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

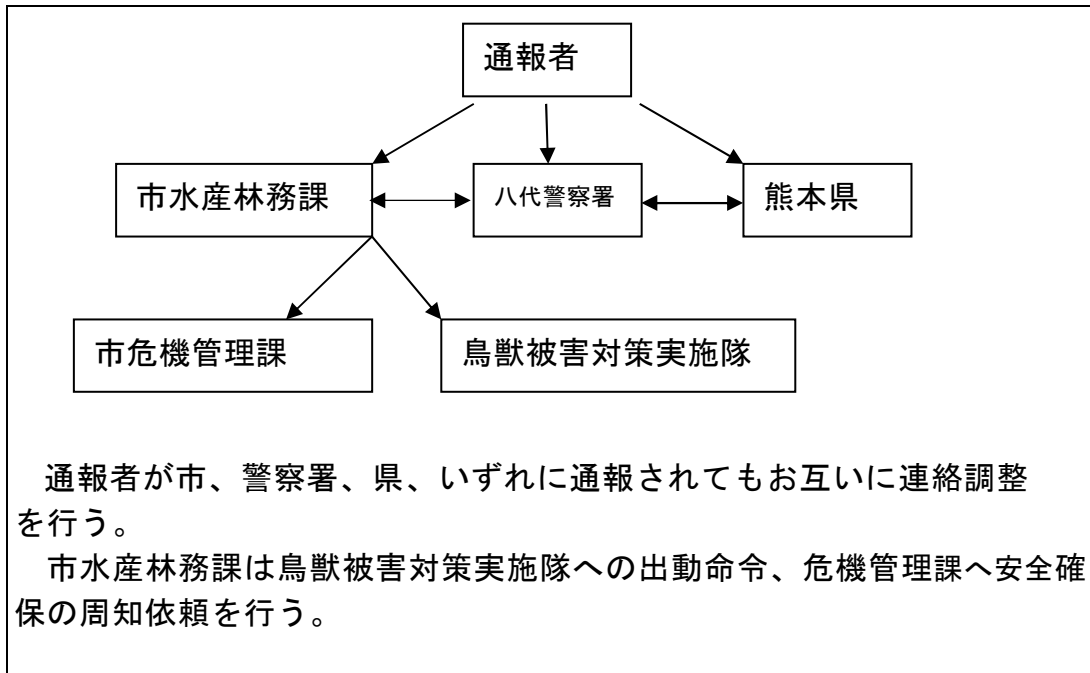
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
熊本県	県関係機関との連絡調整
八代警察署	捕獲、追い払い時の地域住民の安全確保
鳥獣被害対策実施隊	対象鳥獣の捕獲、追い払い
八代市水産林務課	鳥獣被害対策実施隊への出動命令
八代市危機管理課	防災行政無線等を用いた住民の安全確保の周知

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

八代市管内において捕獲した有害鳥獣は、下岳地区猪鹿解体処理施設および坂本地区鹿猪解体処理施設をはじめとする八代市管内のジビエ処理加工施設への持ち込みを推奨し、鳥獣を有効活用することにより、地域経済の活性化を図ることとする。
その他上記以外の捕獲個体については、持ち帰りによる自家消費、または埋設による処理を行うこととする。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	上記解体処理施設等に持ち込まれた鳥獣については食肉として利用することを推進し、販路の確保及び安定供給について、協議会及び各地域の猟友会と連携して検討していく。
ペットフード	食肉として利用できない部位をペットフードとして加工し販売している、今後も取り組みを推進していく。
皮革	有効利用できるよう検討していく。

その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	該当なし
--------------------------------------	------

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

該当なし

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

該当なし

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	八代市有害鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役 割
熊本県猟友会 八代支部・坂本支部・氷川支部	有害鳥獣関連情報の提供と有害鳥獣捕獲の実施を行う。
農林業代表者	地元の有害鳥獣関連情報の提供を行い、被害対策事業推進への協力。
熊本県林業公社	有害鳥獣関連情報の提供を行う。
熊本県鳥獣保護管理員	有害鳥獣関連情報の提供と鳥獣保護に関する業務を行う。
八代地域農業協同組合	対象地域を巡回し、営農技術指導・情報提供を行う。
熊本県農業共済組合八代・芦北支所	有害鳥獣関連情報の提供を行う。
八代森林組合	有害鳥獣関連情報の提供を行う。
熊本南部森林管理署	有害鳥獣関連情報の提供を行う。
下岳地区有害鳥獣利活用推進組	捕獲された有害鳥獣の利活用を推進する。

合		
坂本地区有害鳥獣利活用組合		捕獲された有害鳥獣の利活用を推進する。
マルコーフーズ株式会社		捕獲された有害鳥獣の利活用を推進する。
コスモファーム		捕獲された有害鳥獣の利活用を推進する。
猪鹿工房 東陽		捕獲された有害鳥獣の利活用を推進する。
株式会社 DREAM EARTH		捕獲された有害鳥獣の利活用を推進する。
けもの道 祥		捕獲された有害鳥獣の利活用を推進する。
事務局	八代市水産林務課	事務局を担当し、協議会及び捕獲に関する連絡・調整を行う。
	八代市農業振興課	事務局の補佐を担当し、農作物被害防止対策に関して関係機関の連絡・調整を行う。
	八代市各支所産業建設課	事務局の補佐及び地元の被害対策事業の推進。

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
県南広域本部 農業普及・振興課 県南広域本部 林務課	有害鳥獣関連情報の提供を行う。

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

<p>平成24年3月31日に捕獲隊員を実施隊員として移行し、鳥獣被害対策実施隊を設置。隊員数は190名以内とし、構成等は別紙体制図のとおりである。</p> <p>なお、隊員は、市の特別職の非常勤職員として委嘱し、捕獲業務中の事故等については、市の公務災害補償等を適用するなど、捕獲業務等に安心して</p>
--

取り組める環境を整備し、平成24年度より鳥獣被害防止のための施策に取り組む。

活動内容は、捕獲活動、被害防止活動等を行う。

また、農林業者や団体職員への免許取得に関する講習会等を行っており、より一層、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用を推進していく。

(注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。

2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

捕獲従事者となる担い手の確保のために、県が認定している認定鳥獣捕獲等事業者の活用に努める。

防護については、地域や受益者等の協力を得て、防護柵等を設置する。

また、有害獣の温床となっている耕作放棄地の刈り払い、放任果樹の除去(緩衝帯の整備)、など地域住民に対する啓発を協議会と地域で連携しながら進めていく。

(注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

被害防止対策については、広域に取り組む方が、より効果的であることから、今後、隣接の氷川町と連携していくため体制整備を図っていく。将来的には、効果的な捕獲活動に資するために、芦北・球磨地域との連携も視野に入れ、関係機関との検討・協議を重ねるとともに、広域的な捕獲体制を整備していく必要がある。

(注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。

八代市鳥獣被害対策実施隊 体制図

